

令和5年度 群馬県教育文化事業団 高等学校等奨学金 奨学生【中学3年生向け予約採用】募集案内

群馬県教育文化事業団では、令和5年度に高等学校等への進学を希望する中学3年生を対象に、奨学生(高等学校等奨学金の貸与を受ける方)を募集します。なお、この奨学金は返還が必要です。

※申込資格や採用条件に該当するかどうかご不明の場合は、事前に中学校または事業団へご確認ください。

1 申込資格（次の5点すべてに該当する方）

(1)親権者等（親権者または後見人）の住所が群馬県内にあること。

※親権者等が県外在住の場合は、その都道府県の奨学金をご利用ください。

(2)高等学校等（高等学校または専修学校の高等課程）への進学を希望していること。

※高等学校には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含み、群馬県外の学校も該当します。

※高等専門学校は該当しません。また、専修学校の高等課程は、学校が事業団の認定を受ける必要があります。

※外国籍の人の場合には、在留資格が「特別永住者」、「永住者」または「永住者の配偶者等」であること。

(3)学習意欲があり品行方正で、健康なこと。

※学習意欲や態度等が奨学生にふさわしいこと。

(4)経済的理由により修学が困難であること。

※次の家計基準に該当すること。なお、生活保護受給世帯の場合は事前にケースワーカーにご相談ください。

(5)当事業団の奨学金や他の同趣旨の修学資金の貸与等を受けていないこと。

※母子父子寡婦福祉資金、定時制課程修学奨励金、特別支援教育就学奨励費、群馬県高等学校等奨学金が該当。

2 採用条件（奨学生となるための主な条件） ※詳しくは、3頁をご覧ください。

(1)家計基準 令和3年の親権者等(父母)の認定所得金額が、別表2の収入基準額以下であること。

(2)学力基準 中学1～2年の学習成績が、全教科平均（5段階評価）で3.5以上であること。

※基準に満たない場合でも、奨学金を必要とする方は学校にご相談ください。

(3)連帯保証人（1名）の選定

親権者等連帯保証人1名が必要です。

原則として、親権者等のうち本人世帯の主たる生計維持者としてください。

3 貸与する奨学金

(1)月額奨学金 国公立：18,000円、私立：30,000円（自宅外通学の場合5,000円加算できます。）

(2)入学一時金 国公立：50,000円、私立：100,000円（希望により、入学時の1回限り。）

(3)貸与期間 令和5年4月から正規の修業年限 ※通常、令和8年3月までの3年間です。

(4)貸与利率 無利子

(5)貸与方法 本人名義の口座（ゆうちょ銀行）に、3か月ごとに振り込みます。

※第1回目の奨学金（月額3か月分と希望のあった入学一時金）の振込みは、令和5年5月26日(金)です。

入学準備貸付金制度をご利用ください

「入学準備貸付金制度」は、通常、高校入学後に貸与する第1回目の奨学金（月額奨学金3か月分及び入学一時金）を、入学前の3月中（前期・後期）に前倒して貸与する制度です。

※入学準備貸付金制度は、月額奨学金と入学一時金の両方を希望する場合にのみ利用できます。

※次頁5(2)(3)の手続きを完了すれば、前期（私立単願・公立前期合格者等）は令和5年3月2日(木)に、後期（公立後期合格者等）は3月23日(木)に、奨学金（国公立:104千円、私立:190千円）を貸与します。

4 申込方法

- (1) 募集期間 令和4年11月1日(火)～11月25日(金) ※中学校への提出期限です。
 (2) 申込み先 在学している中学校へ ※奨学金の手続は、全て在学している学校を通じて行います。
 (3) 提出書類 下記の提出書類一覧のとおり

提出書類一覧

申込書類		留意事項
奨学金予約 申込書 (様式第8号)		○記入例を参考に記入し、チェックリストで記入漏れがないか確認してください。 ※申込書は、原則として本人が記入し、連帯保証人欄は連帯保証人が必ず自署すること。 ○入学準備貸付金を希望する場合は、借用区分は②を選んで下さい
（添付 書類）	住民票	○市町村長発行の「世帯全員のもので、省略のない、本籍・続柄のわかるもの」。 ※申込書の家族欄と相違のある場合には、説明（申立書等）が必要です。 ※外国籍の人の場合は、在留資格を確認します。 ※一人親世帯等の場合で、住民票の本人の筆頭者欄が同居の親と異なるときは、親権の確認のため「戸籍抄本(個人事項証明)」を提出してください。
	所得証明書	○市町村長発行の令和4年度所得課税証明書(令和3年分所得)または非課税証明書 ※令和4年度住民税の納税通知書または特別徴収税額通知書のコピーでも可。 ※親権者等(父・母)全員のものが必要(無収入でも必要)です。
	特別控除に必要な書類	○別表1「特別控除額」の控除を希望する場合に必要となることがあります。 ※「就学者のいる世帯」、「母子・父子世帯」については、添付書類は不要です。 ※「障害者のいる世帯」は、障害者手帳等のコピーを添付してください。 ※上記以外は年間の支出証明が必要です。

(注) 同一世帯で複数申込みの場合は、一方の添付書類はコピーで差し支えありません。

5 採用までの手続

- (1) 令和5年1月上旬 予約採用候補(奨学生の内定)者を決定し、必要な手続きを、中学校を経由して本人に通知します。
 (2) 令和5年1月末頃 入学準備貸付金制度利用希望者は必要書類(願書兼誓約書・振込口座届など)を中学校に提出する。
 (3) 令和5年2～3月 入学する高校等が決定したら「進学先報告書」を中学校に提出する。
 (4) 令和5年4月 入学した高校等に必要書類(入学届や誓約書・保証書など)を提出する。

6 奨学金の返還

- ・奨学金は貸付金であり、全額返還の義務があります。
- ・貸与総額に応じて6～14年で返還します。

※返還が可能かどうかよくご検討ください。 例) 【貸与】月18,000円×36月→【返還】年72,000円×9年
 【貸与】月30,000円×36月→【返還】年90,000円×12年

- ・大学等への進学や、低収入などの理由で返還が困難な場合には、返還を猶予(延期)することができます。
- ・貸与中に奨学生としての資格を失ったとき(退学や親権者等の県外転出など)は、貸与が打ち切られます。

◎採用条件についての説明

条件(1) 家計基準

※事業団ホームページの「【予約】家計基準の確認(Excel)」で容易に判定できます。

次の計算式で算出した親権者等(父母)の「認定所得金額(ア)」が、別表2の収入基準額以下であること

「認定所得金額(ア)」＝ 親権者等(父・母)の「所得金額(イ)」の合計 － 「別表1の特別控除額」

【「所得金額(イ)」の計算方法】…父母それぞれごと、所得の種類ごとに計算してから合計します。

- ① 給与所得の場合 「所得金額(イ)」＝ 所得証明書の給与収入金額 － 別表3の控除額
(令和3年の年間収入金額)
- ② 給与所得以外の場合 「所得金額(イ)」＝ 所得証明書の合計所得金額 (令和3年の所得金額)

(別表1)

特別の事情			特別控除額	
就学者のいる世帯(1人につき)	小学校		9万円	
	中学校		17万円	
	高等学校	国公立	(自宅) 19	(自宅外) 41
		私立	33	54
	高専	1～3年	国公立 28	50
		4～5年	私立 54	76
	大学、大学院短大		国公立	67
		私立	111	159
	専修学校	高等課程	国公立 7	18
		専門課程	国公立 25	71
	私立	79	123	
母子・父子世帯			49万円	
障害者のいる世帯			1人につき 99万円	
親権者等が別居の世帯			年間特別支出額(上限71万円)	
長期療養者のいる世帯			年間特別支出額	
火災、風水害等被災世帯			年間支出増・収入減額	

(別表2)

世帯人員	収入基準額
1人	129万円
2人	206万円
3人	238万円
4人	257万円
5人	276万円
6人	293万円
7人	307万円

※以降1人14万円を加算

(別表3)

年間収入金額(A)	控除額(B)
329万円以下	Aと同額
330～400万円	A×0.2 + 263万円
401～878万円	A×0.3 + 223万円
879万円以上	486万円 (一律)

※なお、令和3年の所得金額では家計基準に該当しない場合で、令和4年以降に転職や失業等により所得が減少した場合は、減少後の金額(年額換算)で判定することも可能ですので、事業団にご相談下さい。

条件(2) 学力基準

中学1～2年の学習成績が、全教科平均(5段階評価)で3.5以上であること。

※学力基準に満たない場合でも、奨学金を必要とする方は学校にご相談ください。

条件(3) 連帯保証人(1名)の選定

親権者等連帯保証人1名が必要です。

原則として、親権者のうち主たる生計維持者としてください。

なお、後日、連帯保証人と連署で、次の書類を提出していただきます。

- ・ 1月 入学準備貸付金制度利用者
願書兼誓約書・保証書(様式第35号)及び印鑑登録証明書(コピー保存のこと)
- ・ 4月 高校等入学時(全員)
誓約書・保証書(様式第2号)及び印鑑登録証明書(中学校提出済みコピー可)

詳しくは群馬県教育文化事業団のホームページをご覧ください。
Q&Aやチェックリスト、様式等も掲載しています。

《お問合せ先》

公益財団法人群馬県教育文化事業団 奨学金課
電話：027-243-0411

※日曜・月曜・祝日は休みです。